**補足事項**

**（１）遺伝資源の取扱いについて**   
  
海外の遺伝資源（遺伝子を含む生物サンプル、生死は問わず   
組織片や細胞も含む）および関連する伝統的知識を利用して行う   
研究では、名古屋議定書への対応が必要になる場合があります。   
海外渡航先での譲渡・採取・購入・調査など、   
また外国人研究者や留学生による持ち込みにご注意ください。   
  
該当する研究計画がある場合は、遺伝資源対応窓口までご連絡ください。   
【連絡先】[abs@t.thers.ac.jp](mailto:abs@t.thers.ac.jp)　   
  
  
**（２）輸出管理について**   
  
外国人研究員の受入れにあたり、外為法の遵守が必要とされます。   
外国人特別研究員・招へい研究者の募集に応募される際は、   
「様式１　留学生・外国人研究者等の受入れの輸出管理確認リスト」

（http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/foreign\_students/folder/index.html）

の内容を確認の上、作成してください。作成した文書は、   
所属部局の担当者及び安全保障輸出管理担当者にメールにて提出下さい。   
  
ご不明な点等ございましたら、輸出管理相談窓口までご連絡ください。   
【連絡先】[anzen@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:anzen@aip.nagoya-u.ac.jp)　（内線6702、6443）   
  
  
各項目についてのご不明点は、直接上記のご連絡先までお問い合わせください。